

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証の改正について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている中小企業者の皆さまの経営安定を図るため、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証を2月17日から取扱いしています。

今回、新型コロナウイルス感染症が国によるセーフティネット保証の対象として指定されたことを受け、対象者を拡大しましたのでお知らせします。

<新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証の概要> 【朱書部分が追加箇所】

項目	内容
対象者	つぎの(1)～(3)のいずれかに該当する大阪府内の中小企業者が対象となります。 (1)府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上等が前年同月に比して10%以上減少している方 (2) (セーフティネット保証4号) ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、以下の①と②のいずれも満たす方 ①国が指定した地域において1年以上継続して事業を行っていること ②新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上等が前年同期比で20%以上減少すると見込まれること (3) (セーフティネット保証5号) ※ 国が指定する業種に属する事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月の売上等が前年同期比で5%以上減少している方
対象資金	運転資金、設備資金
融資限度額	(1)2億円(うち無担保8,000万円) (2)・(3)2億円(うち無担保8,000万円)
保証期間	7年以内(据置期間1年以内)
利率(年)	固定 1.20%
責任共有保証料率(年)	(1)有担保 0.32%～1.62% 無担保 0.45%～1.90% (3) 0.80%
責任共有外保証料率(年)	(2) 0.90%
取扱開始日	(1)令和2年2月17日 (2)・(3)令和2年3月2日

※ご利用には、市町村長の認定(4号もしくは5号)が必要となります。

創業後1年未満の中小企業者等で、最近の売上等と前年の売上等を比較できない場合であっても、同感染症の影響により、売上等が減少している場合、認定書を取得できるよう、認定基準の緩和が実施されています。詳細は各市町村にお問い合わせください。(令和2年3月16日下線部追記)

本制度取扱金融機関等の詳細については、大阪府のHPをご覧ください。

大阪府HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html>

本保証に関する照会は、本制度取扱金融機関または当協会までお問い合わせください。

<<当協会 お問い合わせ>>		サポートオフィス	☎06-6260-1730(代)
堺支店	☎072-223-3011(代)	東大阪支店	☎06-6781-9511(代)
門真支店	☎06-6906-2511(代)	千里支店	☎06-6835-3005(代)